奈良県教育委員会訓令第一号

教育委員会事務局

奈良県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規程（昭和五十三年七月奈良県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長　濵　上　和　康

第二条第一項中「第二条第十八号に掲げる教育委員会表彰に関する事項（ただし、軽易なものに限る。）及び同条第二十二号から第二十五号までに」を「第二条の各号に規定する事務のうち次の各号に」改め、同条の次に次の四号を加える。

一　規則第二条第一号に掲げる事項のうち規程の制定改廃（ただし、軽易なものに限る。）

二　規則第二条第八号に掲げる事項のうち事務局の課長補佐と同等以上の職にある者以外のものの任免、分限、懲戒処分

三　規則第二条第十九号に掲げる教育委員会表彰に関する事項（ただし、軽易なものに限る。）

四　規則第二条第二十三号から第二十六号までに掲げる事項

第二条第二項中「第二十五号に」を「第二十六号に」に改める。